

## 漁業法第 31 条の規定による漁獲量等の公表について

(京都府漁船漁業等 (日本海))

漁業法第 31 条の規定により、京都府漁船漁業等 (日本海) におけるくろまぐろ (大型魚) の漁獲量等を公表します。

令和 5 年 7 月 4 日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分  
京都府漁船漁業等 (日本海)
- 2 知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の割合  
11.4% (A/B)  
※ 漁獲量 : 0.114 トン (A)  
漁獲可能量 : 0.1 トン (B)
- 3 漁獲量が漁獲可能量を超えると見込まれる時期  
超過済